

指定居宅サービス事業所の指定の全部の効力の停止について

平成24年3月23日（金）

高齢介護室 居宅事業者課 指導グループ ダイヤルイン 06-6944-7099

大阪府は、介護保険法の規定により下記の指定居宅サービス事業所の指定の全部の効力を停止しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- | | |
|---------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社太陽 |
| (2) 代表者 | 代表取締役 中野 和典（なかの かずのり） |
| (3) 所在地 | 大阪市平野区平野上町一丁目4番6号 |

2 事業所名称及び所在地

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事業所名称 | 太陽福祉用具（指定福祉用具貸与）
太陽福祉用具（指定介護予防福祉用具貸与）
太陽福祉用具（指定特定福祉用具販売）
太陽福祉用具（指定特定介護予防福祉用具販売） |
| (2) 所在地 | 大阪市平野区平野上町一丁目4番6号 |
| (3) 指定年月日 | 平成22年8月1日 |

3 効力の停止の内容及び期間

指定の全部の効力の停止6か月間（平成24年3月24日から同年9月23日までの間）

4 効力の停止の理由

(1) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

ア 人員基準違反（第77条第1項第2号・第115条の9第1項第2号）

福祉用具専門相談員を常勤換算で2名以上配置する必要があるところ、平成22年8月1日の指定時から平成23年8月10日までの間、1名しか配置していなかった。

イ 運営基準違反（第77条第1項第3号・第115条の9第1項第3号）

福祉用具専門相談員が行うべき業務について、福祉用具専門相談員1名を配置しているにもかかわらず、福祉用具専門相談員の要件を満たさない者に行わせていた。

ウ 居宅介護サービス費の不正請求（第77条第1項第5号・第115条の9第1項第5号）

平成22年8月1日の指定時から平成23年8月10日までの間、人員基準違反及び運営基準違反の状態であったにもかかわらず、それぞれの基準を満たしているものとして保険者に対して居宅介護サービス費の請求を行い、受領した。

エ 虚偽の報告（第77条第1項第6号・第115条の9第1項第6号）

平成23年6月9日付けで提出された平成23年4月分の勤務実績表において、実際に勤務していない者を勤務の実績があるものとして提出し、虚偽の報告を行った。

(2) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

ア 人員基準違反（第77条第1項第2号・第115条の9第1項第2号）

福祉用具専門相談員を常勤換算で2名以上配置する必要があるところ、平成22年8月1日の指定時から平成23年8月10日までの間、1名しか配置していなかった。

イ 運営基準違反（第77条第1項第3号・第115条の9第1項第3号）

福祉用具専門相談員が行うべき業務について、福祉用具専門相談員1名を配置しているのにもかかわらず、福祉用具専門相談員の要件を満たさない者に行わせていた。

ウ 虚偽の報告（第77条第1項第6号・第115条の9第1項第6号）

平成23年6月9日付けで提出された平成23年4月分の勤務実績表において、実際に勤務していない者を勤務の実績があるものとして提出し、虚偽の報告を行った。

エ 居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為（第77条第1項第10号・第115条の9第1項第10号）

平成22年8月1日の指定時から平成23年8月10日までの間、人員基準違反及び運営基準違反の状態であったにもかかわらず、それぞれの基準を満たしているものとして業務を行い、利用者から居宅介護福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）の受領委任を受け、保険者から購入費を受領した。